

富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度 申請受付要項

趣旨

新型コロナウイルス感染予防に取り組んでいる施設を県が認証し公表することにより、感染に対する県民の不安感を解消し、経済活動の回復に繋げることを目的とします。

申請方法

【受付期間】 令和3年9月30日（木）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出

(1) 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送してください。※9月30日（木）当日消印有効

<宛先> 〒930-8501 （住所記載不要）

富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度事務局 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

（特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

※申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねます。

※県は、申請書類の未到達に係る一切の責任は負いません。

(2) 電子申請の場合

富山県電子申請サービス (<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp>) から申請してください。（令和3年9月30日（木）23時59分まで）

※富山県電子申請サービスを初めて利用される方は、申請の前に利用者登録が必要です。

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。


- ・事務局ホームページからダウンロード
- ・県及び各市町村の所定の窓口
- ・各種団体等の窓口

【お問合せ先】 ご不明な点は下記のお問合せ先で対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。

富山県新型コロナウイルス安心対策飲食店認証制度事務局

ホームページ：<https://toyama-ninsho.jp>

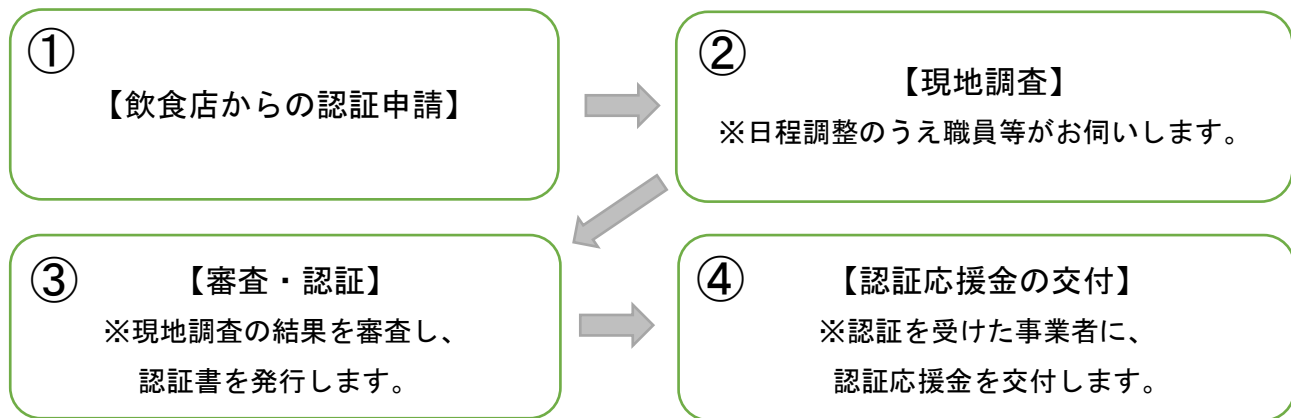
富山県 飲食店認証 

電話番号：076-444-5311

受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）



認証の流れ



認証の対象

1 食品衛生法に基づく営業許可を受けた飲食店又は喫茶店であること。ただし、下記施設は対象外となります。

[対象外の施設]

- ・ 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどのテイクアウト専門の店舗
- ・ ケータリングなどのデリバリー（宅配）専門の店舗
- ・ キッチンカー（車内に客席を有するものを除く）
- ・ スーパーマーケットやコンビニエンスストア等のイートインスペース
- ・ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ・ カラオケ設備を使用している店舗（カラオケボックス、スナック等）
※カラオケ設備を使用する店舗でクラスターが発生していることから当分の間は対象外とします。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。)第2条第1項第1号に規定するキャバレー、待合、料理店、カフェ等（ただし、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店舗であり、かつ、認証を受けている間は利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示した店舗を除く。）及び実態として客の接待をして客に遊興または飲食をさせる営業
- ・ 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業 等

2 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

※詳細は、事務局ホームページ (<https://toyama-ninsho.jp>) 掲載の「富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度に関するFAQ」のQ1をご確認ください。

認証基準の主な項目（国が求める認証の必須項目）

- 全ての座席について、パーティション（アクリル板等）の設置、または、座席の配置間隔を1m以上確保
- 手指消毒設備の設置、手指消毒実施の要請
- 「食事中以外のマスクの着用」「咳エチケットの徹底」を促す掲示
- 換気設備による必要換気量（一人あたり毎時30m³を確保するか、窓の開放による十分な換気（1時間あたりの換気回数2回以上）の徹底を行う（特定建築物の場合は、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たすこと）

※ その他の認証基準の項目は、本申請要項の「富山県新型コロナ安心対策飲食店認証基準（感染症予防対策チェックシート）」をご確認ください。

認証応援金の交付

1 交付対象

令和3年度においては、富山県新型コロナ安心対策飲食店の認証を受けた店舗を営業者とする事業者は、1店舗あたり10万円を交付します。

ただし、認証の廃止や取消し後に、同一店舗において再申請を行い、再度認証を受けた場合は交付の対象外です。

2 認証応援金の返金

認証応援金の受給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（認証応援金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。

その他

1 認証制度の詳細については、事務局ホームページ (<https://toyama-ninsho.jp>) 掲載の「富山県新型コロナ安心対策飲食店認証制度実施要領」をご確認ください。

2 Go To Eat キャンペーン TOYAMA については、7月6日（火）から追加発行食事券が販売されています。（ただし、県内での新型コロナウイルスの感染状況等によっては変更となる場合があります。）

なお、追加発行食事券が使える加盟飲食店は、本認証制度への申請が前提となっています。

詳細は、「Go To Eat キャンペーン TOYAMA」ホームページをご確認ください。

認証応援金を装った詐欺にご注意ください！

- 県が、認証応援金の支給のために現金自動預払機（ＡＴＭ）の操作や手数料の振込みなどを
お願いすることはありません。
- ご自宅や職場などに、県をかたる不審な電話・メールがあった場合は、最寄りの警察署に
ご連絡ください。